

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

町田市体育施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1成瀬クリーンセンターテニスコートの項の次に次のように加える。

緑ヶ丘グラウンド	同 本町田2, 380番地6
----------	----------------

別表第2成瀬クリーンセンターテニスコートの項の次に次のように加える。

緑ヶ丘グラウンド	2時間	午前9時から午後5時まで	同左
----------	-----	--------------	----

別表第3中

「

三輪みどり山球場	(1) 年未年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）	を
成瀬クリーンセンターテニスコート		

」

「

三輪みどり山球場	(1) 年未年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）	に
成瀬クリーンセンターテニスコート		
緑ヶ丘グラウンド		

」

改める。

別表第4の1（1）アの表成瀬クリーンセンターテニスコートの項の次に次のように加える。

緑ヶ丘グラウンド	2時間	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
----------	-----	--------	--------	--------	--------

別表第4の1（1）イの表成瀬クリーンセンターテニスコートの項の次に次のように加える。

緑ヶ丘グラウンド	2時間	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
----------	-----	---------	---------	---------	---------

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

町田市体育施設条例新旧対照表（改正後）

別表第1（第2条関係）

名称	位置
略	略
成瀬クリーンセンターテニスコート	略
緑ヶ丘グラウンド	同 本町田2, 380番地6

別表第2（第9条関係）

施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
成瀬クリーンセンターテニスコート	略	略	略
緑ヶ丘グラウンド	2時間	午前9時から午後5時まで	同左

備考 略

別表第3（第10条関係）

施設の名称	休館日・休場日
略	略
三輪みどり山球場	(1) 年末年始（1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで）
成瀬クリーンセンターテニスコート	
緑ヶ丘グラウンド	

別表第4（第16条関係）

1 施設利用料金（会議室及び駐車場を除く。）

(1) 専用利用の場合の利用料金

ア スポーツに利用する場合

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
成瀬クリーンセンターテニスコート	略	略	略	略	略
緑ヶ丘グラウンド	2時間	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円

町田市体育施設条例新旧対照表（改正後）

備考 略

イ その他の事業等に利用する場合

施設の名称等		利用 単位	入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場 合		
				入場料が1, 000円以下 の金額のと き。	入場料が1, 000円を超 え3,000 円未満の金額 のとき。	入場料が3, 000円以上 の金額のと き。
略		略	略	略	略	略
成瀬クリーン センターテニ スコート	略	略	略	略	略	略
緑ヶ丘グラウンド		2時間	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円

備考 略

ウ 略

(2) 略

2・3 略

町田市体育施設条例新旧対照表（改正前）

別表第1（第2条関係）

名称	位置
略	略
成瀬クリーンセンターテニスコート	略

別表第2（第9条関係）

施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略
成瀬クリーンセンターテニスコート	略	略	略

備考 略

別表第3（第10条関係）

施設の名称	休館日・休場日
略	略
三輪みどり山球場	(1) 年末年始（1月1日から同月3日まで及び 12月29日から同月31日まで）
成瀬クリーンセンターテニスコート	

別表第4（第16条関係）

1 施設利用料金（会議室及び駐車場を除く。）

(1) 専用利用の場合の利用料金

ア スポーツに利用する場合

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略
成瀬クリーンセンターテニスコート	略	略	略	略	略

備考 略

イ その他の事業等に利用する場合

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いを	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,	入場料が1,	入場料が3,

町田市体育施設条例新旧対照表（改正前）

			しない場合	000円以下の金額のとき。	000円を超え3,000円未満の金額のとき。	000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略	略
成瀬クリーンセンターテニスコート	略	略	略	略	略	略

備考 略

ウ 略

(2) 略

2・3 略